

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（案）並びに厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（案）の概要

1 改正の趣旨

眼鏡作製職種（※）について、眼科専門医との連携を含め、顧客のニーズに即した適切な眼鏡作製を行うに当たり、高度な技能や専門的知識を必要とし、かつ、当該技能を有する人材に対する継続的な需要が見込めることから、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する技能検定を実施する職種として追加し、所要の改正を行う。

なお、眼鏡作製職種の試験業務は、指定試験機関（法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）として公益社団法人日本眼鏡技術者協会が行うものとする。

※ 眼鏡を必要とする顧客が視力補正用眼鏡等を選択し購入する際に、眼鏡店において行われる、視力の測定、レンズ加工、フレームのフィッティング等の業務に従事する職種

2 改正の内容

（1）職業能力開発促進法施行規則の一部改正

眼鏡作製職種の追加関係

- ・ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）別表第 11 の 3 の 3 及び別表第 11 の 3 の 4 に「眼鏡作製」を追加する。
- ・ 等級の区分は、1 級及び 2 級に区分して行う（規則別表第 11 の 4）。
- ・ 実技試験の実施方法は、製作等作業試験により行う（規則別表第 11 の 4 の 2）。

（2）法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 77 号）の一部改正

眼鏡作製職種の指定試験機関として以下の団体を追加する。

名称：公益社団法人日本眼鏡技術者協会

主たる事務所の所在地：大阪府大阪市淀川区宮原 1 丁目 2 番 6 号

（3）厚生労働大臣が定める手数料の額の一部改正

眼鏡作製職種の技能検定試験の手数料の額は以下のとおりとする。

1 級	実技試験	29,900 円
	学科試験	8,900 円
2 級	実技試験	29,900 円
	学科試験	8,900 円

3 根拠条文

省令：法第 44 条第 1 項及び第 4 項並びに第 47 条第 1 項並びに職業能力開発促進
法施行令(昭和 44 年政令第 258 号)第 2 条
告示：職業能力開発促進法施行令第 7 条第 2 項

4 施行期日等

公布日：令和 3 年 8 月（予定）
施行日：公布日